

セントルシアの入国規制措置（５月５日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

１ ５歳以上の全ての入国者は、到着５日前以内に実施された PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある、渡航時には、同検査陰性証明書のコピーを印刷して持参すること。また、１８歳以上の全ての入国者は、渡航登録フォーム（オンライン上。渡航が決まり次第早急に登録、PCR 検査結果のアップロードが必要）手続きを行う必要がある。

２ 旅行圏（Travel Bubble）からの渡航者

※旅行圏：アンティグア・バーブーダ、アングラ、バルバドス、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、タークス・カイコス諸島

旅行圏からの渡航者で、セントルシア到着前の直近２１日間、同圏内の国での滞在歴を有する者は、検疫措置から除外される。到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

３ 旅行圏以外からの渡航者

（１）全ての渡航者は、渡航前に新型コロナウイルス認可施設での滞在予約が必要であり、渡航許可を事前に得る必要がある。同許可は、電子メールにより送付され、同施設予約あるいは乗船手配、PCR 検査結果の審査に基づいて行われる。

（２）到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。PCR 検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

（３）ホテル宿泊客は、別の新型コロナウイルス認可施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。新型コロナウイルス認可施設で１４日滞在した者は、引き続き同関連規則を遵守し同施設に滞在するか、あるいは、より自由な国内活動が可能となる旅行圏からの渡航者用の認可宿泊施設に滞在出来る。

（４）保健省から提供されている、新型コロナウイルス接触者追跡アプリ（７５８ Care Alert APP）を携帯電話にダウンロードすることを推奨する。

4 自国民および居住者

(1) 全ての帰還国民及び居住者は、14日間の検疫措置が課される。渡航前には、自宅（渡航登録フォーム登録時に、自宅検疫許可を申請（渡航7日以上前）し、認可を得る必要あり）、国の検疫施設、新型コロナウイルス認可施設のいずれかで検疫措置が確定している必要がある。

(2) 渡航に際しては、渡航許可に係る電子メールを電子機器上、あるいは、印刷して提示すること。また、18歳以上の全ての入国者は、健康スクリーニング・フォーム手続きを行う必要があり、渡航に際しては、同記載済みフォームを印刷して持参すること。

(3) 国の検疫施設での検疫時には、一泊当たり一人部屋25米ドル、2人部屋45米ドル、3人部屋65米ドルが課され、少なくとも9日間の予約を行う必要がある。同検疫施設で検疫中の者は、入国から7日後にPCR検査が課され、結果（1日～3日以内に判明）を受け取るまでの間、同施設内に留まる必要がある。同陰性結果取得後、自宅の状態が検疫要件と一致している場合には、自宅検疫が許可される。

5 海上からの渡航者

海上からの入国に係る情報については、以下の連絡先に確認すること。

IGY Rodney Bay Marina: rmb@igymarinas.com

Port Health at IGY Rodney Bay Marina: porthealthigymarina@gmail.com

Marigot Bay Marina: troy.blanchard@marigotbayresort.com

Port Health at Marigot Bay Marina: porthealth_mbmarina@outlook.com

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。